

令和4年度 書面「地域のつどい」提言・要望事項についてのご回答

1. 環境

(1) 星川駅北口の星川下橋について

線路の工事もようやく終わり、星川駅北口の広場が生まれ変わりました。かるがも小径も先日工事が終わりきれいになりました。しかし、駅とかるがも小径をつなぐ星川下橋の景観が良くないと思います。橋はサビが目立ち塗装のはがれもありますので、この際、きれいにしていただくようお願いします。

<回答>

横浜市管理の橋梁は、5年に1度点検を実施し、補修の必要性や優先度を検討しています。星川下橋については、構造上の不具合等は見られず、大規模な補修の必要性は低い状況ですが、駅周辺の整備が進んだこの機会に、錆が目立つ部分に関する補修を進めます。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

(2) 旧保土ヶ谷県税事務所跡地の新施設利用について

狩場町に住んでいて岩崎地域ケアプラザの会議室などを利用しています。山の上から行くのに交通手段がなく大変です。保土ヶ谷駅東口の旧保土ヶ谷県税事務所跡地に新しくできる地域ケアプラザへの利用エリアに入れていただけるようお願いします。

<回答>

地域ケアプラザの会議室等（多目的ホール・調理室、ボランティアルーム、地域ケアルーム）は、お住まいのエリアに関わらず利用することができますので、狩場町にお住まいの方におかれましても、保土ヶ谷地域ケアプラザの会議室等を利用することができます。

なお、福祉保健に関する相談に関しては、地域に根差したサービスを提供できるよう、お住まいのエリアにより、担当の地域ケアプラザが決まっています。狩場町にお住まいの方は岩崎地域ケアプラザが担当エリアになりますので、そちらをご利用くださいますようお願いいたします

保土ヶ谷区 福祉保健課（電話：045-334-6341 FAX：045-333-6309）

(3) 歩道の土砂・雑草の除去について

土留めのない斜面（土砂災害警戒区域）で土が歩道をふさぎ、歩道が狭くなっています。雑草も繁ってさらに通りにくくなっています。しかるべき措置をとっていただけたらと思います。

<回答>

該当区域に関しては、国有地、県有地、市有地が混在しております。市有地部分に関しては、保土ヶ谷土木事務所の管理になりますので、道路通行上支障となる部分に関しては年内に除草等対応する予定です。

また、今回、国有地部分は横浜川崎地区農政事務所に、県有地部分は横浜川崎治水事務所に、それぞれ土砂の対応及び除草を依頼しております。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

2. ごみ

（1）ごみ回収と不法投棄禁止札の設置について

法泉公園の西側東屋裏側の傾斜地への、ペットボトル等のごみ不法投棄が激しいように思います。一般市民の手で回収するには、傾斜が強すぎて転落の恐れがあって危険です。土木事務所で確認していただいて、ゴミ回収と不法投棄禁止札の設置をお願いします。

<回答>

10月14日、法泉公園西側東屋裏側の傾斜地のごみ回収を行い、ごみ捨て禁止掲示を増設しました。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

3. 防犯

（1）特殊サギについて

振り込めサギと思われる電話を何回か受け、警察にも連絡済みです。住所を知っている様子で心配です。防犯面よろしくお願ひします。また、警察が実施している最新の防止策を教えてください。

<回答>

これまでも詐欺の電話を受けられたことがあり、住所を知られている様子とのことで、ご心配のことと思います。

警察では、同様の件だけではなく、犯罪被害やお困りごと等のご相談に応じ、パトロール等必要な措置を実施して地域の方々の安全確保に取り組んでおります。

今後、同様の詐欺電話が架かってきた場合には、110番通報又は保土ヶ谷警察署にご連絡をしていただければ、パトロール強化等の措置を行います。

また現在、県警察では県民の皆様に、「留守番電話の常時設定」をお願いしております。

犯人は自分の声が録音されるのを嫌いますので、是非とも、留守番電話の常時設定をお願いします。

また、お使いの電話機を迷惑電話防止機能付き電話機へ変更したり、各通信会社が行っている迷惑電話防止サービスにご加入いただくのも効果的です。

保土ヶ谷警察署 生活安全課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

4. 防災

（1）今井川の防壁（南北橋～逗子橋～大門橋）の耐久性について

施工後約30年が経過しています。点検はしていると思いますが、経年劣化等で洪水時の水圧に耐えられるか疑問です。早急に予算を確保して、改修の施工を希望します。

<回答>

河川施設の異常等を把握するため、毎年5月から6月の出水期前に河川点検を実施しております。

当該箇所の堤防は、ひび割れが確認されておりますが、洪水時に破堤してしまうような劣化は見られませんでした。

補修が必要なひび割れ箇所については順次対応をしていきます。

引き続き、河川施設の適切な維持管理に努めますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

道路局 河川事業課（電話：045-671-2869 FAX：045-550-3490）

5. 私有地・空き家

- (1) 空き家が多く、野生動物・ネズミなどのすみかになっているようで、気になります。
また、防犯面でも心配です。行政の空き家対策を教えてください。

<回答>

管理不全な空家の防止・解消として、令和3年8月に施行した「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」により、所有者による空家等の適切な管理を義務化する等、所有者による自主的な改善を促すため、所有者へ通知等による指導を実施しています。

管理不全な空家については、各区区政推進課が初期の対応を行っており、その状況等に応じて資源循環局収集事務所や消防署等とも連携して改善に向けた指導等を実施しています。

なお、ネズミ等の衛生害獣・害虫等に関しては生活衛生課が、野生動物（ハクビシン、アライグマ等）に関しては環境造創造局動物園課が、それぞれ相談に応じています。

保土ヶ谷区 区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

保土ヶ谷区 生活衛生課（電話：045-334-6363 FAX：045-333-6309）

環境創造局 動物園課（電話：045-671-3448 FAX：045-633-9171）

建築局 建築指導課（電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434）

6. 道路・交通

- (1) 車道の拡幅について

菅田川とレックスハイツの間の双方向道路が狭くて、車のすれ違いが難しい状況です。
一方、歩道の幅は、十分すぎるほど確保できています。歩道を調整して、車道の幅を少し広げられないでしょうか。

<回答>

車や徒歩など、地域には、様々な理由で道路を利用をされている方がいます。歩道を狭めることで、車いす等の通行が困難になることや、車道の幅を広げることで、違法駐車などが発生することも考えられることから、地域において十分にご議論していただきますようお願いいたします。

なお、横断歩道がある場所は、歩行者の待機する場所が必要なことから、交通安全上、車道を拡幅することは難しい状況です。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

- (2) ガードレール等の設置について

梅の木交差点から新横浜に向かう道路は、中学生や小学生の通学時に、車と接触しそうになったとよく聞きます。道路の拡張は住民との兼ね合いもあり、難しいと思いますが、ガードレール等の設置などはできないのでしょうか。

<回答>

ガードレールは、車いすの通行を考慮し、道路の端から1m以上離れた位置に設置する必要があります。しかし、当該道路は車道の幅も狭いため、ガードレールを設置すると車の通行に支障がでることから設置は困難です。

なお、当該エリアのスクールゾーン対策協議会と連携し、その他の対応等を検討していきます。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

保土ヶ谷区 地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

(3) 信号機の設置について

境木中学校・小学校前の横断歩道で先日も小学生がひかれたのですが、車の往来が多く、また学校前であるにもかかわらず信号がないのが不思議です。見守りや旗ふりには時間の限度もあります。信号機の設置はできないのでしょうか。

<回答>

要望場所への信号機の設置についての回答は、次のとおりとなります。

信号機の設置に関しては、警察庁により「信号機設置の指針」として全国的な基準が定められており、すべてに該当する必要がある5つの必要条件と、どれか一つに該当しなければならぬ4つの択一条件から構成されています。

要望場所を検討すると、必要条件の内「滞留場所の確保」及び「信号柱の設置」に関する必要条件が満たされていません。

以上の理由から、今回の要望について、現時点では信号機の設置は困難ですが、今後、道路の拡幅等が行われ、信号機設置の条件が整えば、設置が可能となる場合もあります。

【5つの必要条件：概略】

① 幅員の確保

赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うことができる車道幅員が確保できること。（一方通行の場合を除く。）

② 滞留場所の確保

歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所が確保できること。

③ 自動車等往復交通量

主道路の最大となる1時間の自動車等の往復交通量が原則として300台以上であること。

④ 隣接信号機との距離

隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていること。

⑤ 信号柱の設置

交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

【4つの択一条件：概略】

① 交通事故の発生

信号機の設置場所及びその付近において、信号機の設置により抑止できた人身事故が1年で2件以上発生しており、交差点の形状等を分析して交通の安全確保のため、他の対策により代替できないと認められること。

② 交通弱者の保護

小中学校等の付近において、生徒等の交通の安全を特に確保する必要があること。

③ 交通量

主道路の交通量が多く、信号機による交通整理がなければ、従道路に渋滞が発生すると考えられること。

④ 歩行者の横断

歩行者の横断需要が多いと認められ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため歩行者が容易に横断できない場合で、直近に立体横断施設がないこと。

《「滞留場所の確保」について》

横断需要に応じた滞留場所が必要になりますが、歩行者が横断のための信号待ちをする待機場所がなければ、歩行者が車道にはみ出し待機することになり交通事故の危険性が高まります。

要望場所は、学校側に歩道、対向車線側に一部歩道のような場所がありますが、境木小学校及び境木中学校の登下校時の横断需要に応じた滞留場所が必要になりますので、安全に横断待ちをするために必要な滞留場所が確保されているとは言えません。

《「信号柱の設置」について》

信号灯器が良好に見える配置とするために柱を建てる場所が限定されますが、必要な場所に柱を建てることのできない場合は、信号灯器の視認性に問題が生じてしまいます。

保土ヶ谷警察署 交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（4）帷子橋の舗装について

帷子橋のデコボコが気になります。補修できないでしょうか。

＜回答＞

帷子橋につきましては、将来的に補修を行う予定がありますが、具体的な実施時期については未定であることから、今回のご指摘を踏まえて、取り急ぎ簡易的な補修を実施しました。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

（5）通り抜け車両の速度制限について

西谷商店街に面したところに住んでいます。16号線の抜け道になっていて速度超過の車が多いです。危険ですので対策が必要だと思います。

＜回答＞

要望場所である西谷商店街については、現時点において、歩行者等の安全確保等の目的で、商店街利用者の多くなる午前9時から午後8時までの間を一方通行にするなどの国道16号線の抜け道対策を実施しているところですが、今後、状況調査を行い、追加対策の必要性について検討を行ってまいります。

また、追加対策の可否決定までの間は、商店街の通過車両の速度抑制に向けてパトカー等の警戒などによる注意喚起を行ってまいります。

保土ヶ谷警察署 交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

(6) 新桜ヶ丘2丁目スーパー付近の安全確保について

富士スーパーに入る信号機のない十字路、これまでも車両同士、人身事故が多発しています。信号機の設置には場所や間隔等の制限があるかと思いますが、ご一考頂けたらと提案致します。

<回答>

信号機の設置にはいくつかの必要条件があります。

要望場所は、「信号機設置の指針」（「信号機設置の指針」の概要については、要望6-3をご確認ください。）のうち、必要条件の「滞留場所の確保」及び「信号柱の設置」が満たされていません。

以上の理由から、今回の要望について、現時点では信号機の設置は困難となります。

また、要望場所については、様々な要望により各種対策を実施しており、対策の効果が出ていることから、その状況を勘案しつつ、今後、道路の拡幅等により、信号機設置の条件が整えば、設置を検討する場合があります。

≪「滞留場所の確保」について≫

歩行者が安全に横断待ちをするために、横断需要に応じた滞留場所を確保できることが必要であり、歩行者が横断のための信号待ちをする待機場所がなければ、歩行者が車道にはみ出し待機することになり、交通事故の危険性が高くなります。

要望場所は、新桜ヶ丘団地側には歩道がありますが、環状2号線側には歩道等の滞留場所がありません。

よって、安全に横断待ちをするために必要な滞留場所が確保されているとは言えません。

≪「信号柱の設置」について≫

交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できることが必要であり、信号灯器が良好に見える配置とするために柱を建てる場所が限定されますが、必要な場所に柱を建てることのできない場合は、信号灯器の視認性に問題が生じてしまいます。

要望場所は、環状2号線側は歩道等がなく、信号柱を設置すると車道にはみ出したような状況になると考えられ、歩行者や車両の交通に支障を及ぼす危険性があります。

また、必要な場所に柱を建てることのできないことから、信号灯器の視認性に問題が生じてしまいます。

≪交通事故の発生状況等の検証について≫

今回要望があった交差点での交通事故の発生状況等について検証を行ったところ、住宅街を抜け道として利用している車両が事故に起因していることが判明しました。

そのため、道路環境の整備を基本とする対策を行う計画を立て、同対策が完了するまでの間（令和2年中）、同交差点付近において警察官による保護・誘導活動を実施しました。

≪対策の概要について≫

① 抜け道として通過する車両の交通総量抑制対策

検証結果を基に、住宅街を抜け道として利用している車両が進入路として利用している交差点について一方通行の交通規制を新設し、住宅街への通過車両の交通総量を抑制する対策を実施しています。

② 交差点内の主従関係の明確化等による交通事故抑止

要望場所である交差点について、交差道路の主従関係を明確にして交差点内の事故防止を目的として、交差点内に中央線を延伸するとともに、「速度おとせ」の道路表示の鮮明化を実施し、運転者に対する注意喚起等を実施しています。

③ 交通規制標識等の視認性向上による交通事故抑止

要望場所に設置されている道路標識及び道路標示について、視認性を向上させることで標識の見落とし等による事故を防止することを目的として、一時停止の交通規制の道路標識を超高輝度型に変更するとともに、道路標示の鮮明化等を行いました。

《対策の結果について》

対策の結果、要望場所交差点では、下記のとおり交通事故の発生が減少しています。（令和4年は、9月末日現在の数字となります。）

対策実施前			各種対策実施後			
年 度	H30	H31	年 度	R2	R3	R4
事故件数	3	6	事故件数	1	0	1

保土ヶ谷警察署 交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

7. 高齢者・障がい者

(1) 西谷駅南口のエレベーター設置、エスカレーターについて

西谷駅の南口にエレベーターか、もう一つエスカレーターの設置を希望します。階段は広いので作れると思います。困っている人（ベビーカーの人、荷物がある人、足をけがしている人、高齢者や障がい者）をたくさん見ました。

<回答>

西谷駅南口のバリアフリー化については、相模鉄道株式会社に対し、継続して要望するとともに、本市も相模鉄道株式会社と連携し検討を行ってきましたが、エレベーターやエスカレーターを設置するには、構造的な課題があることが分かりました。

今後は、駅舎の部分的な改修や増築、建て替えも視野に入れながら、エレベーターの設置等によるバリアフリー化について、さらに検討を進めます。

都市整備局 都市交通課（電話：045-671-3541 FAX：045-663-3415）

(2) 後期高齢者への横浜市健康診査のお知らせについて

後期高齢者（75歳以上）になると、受診券等の扱いが従来の特定健康診査（対象：40～74歳）から横浜市健康診査に移行されます。私も75歳以上になり、従来送付されて来た特定健康診査の受診券等は、送付されなくなりました。従来の特定健康診査と同様に、後期高齢者（75歳以上）に対しても、横浜市健康診査お知らせの送付を希望します。また、このことについて周知徹底を要望します。

<回答>

横浜市健康診査のご案内は、毎年「後期高齢者医療保険料に関するお知らせ」に同封して対象者の皆様へ送付し、お知らせしております。引き続き周知方法等について検討していきます。

なお、横浜市健康診査には受診券は必要なく、実施医療機関に直接お電話で申込むことで受診することができます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

健康福祉局 保健事業課（電話：045-671-2453 FAX：045-663-4469）

8. 青少年・子育て

(1) 旧笹山小学校跡地の施設利用について

上菅田笹の丘小学校（上菅田小学校と笹山小学校が統合）が令和6年4月には開校されますが、旧笹山小学校は、（現在仮校舎として使われている）プレハブ等が解体され現状復帰されます。校舎、体育館、グラウンド、笹山コミュニティハウス、ミュージアム等が引き続き利用できますよう要望します。

<回答>

上菅田笹の丘小学校は現在建替え工事を実施しており、令和5年10月に新校舎が完成し、令和6年1月から使用開始される予定です。そのため、令和6年1月以降現校舎の使用はできなくなります。

現在、同校の校庭及び体育館で実施されている学校開放事業については、建替え後の新校舎においても実施される予定です。また、「ふるさと上菅田ささやま丘の上ミュージアム」については建替え後の校舎に移転されますので、そちらでのご利用をご検討ください。

コミュニティハウスについては、新校舎に新たに併設されるため、現在の施設は廃止になります。令和6年1月以降は新しいコミュニティハウスのご利用をご検討ください。
教育委員会事務局 学校計画課（電話：045-671-3252 FAX：045-651-1417）

9. コロナ関係

(1) 罹患した場合の対応について

コロナに罹患した場合の行政の対応（医療関係も含む）について教えてください。

<回答>

保土ヶ谷区では、保健所支所として、区内医療機関から新型コロナウイルス感染症にかかる発生届を受理するとともに、区内にお住まいの陽性患者様への対応を行っています。

陽性の患者様には、神奈川県健康医療局医療危機対策本部室の方針に基づき、届出がされた方に体調悪化時の連絡先であるコロナ119の案内等を行い、適切に医療につなげられるよう療養支援を実施しています。（11月2日時点）

保土ヶ谷区 福祉保健課（電話：045-334-6344 FAX：045-333-6309）